

既設昇降機の改修工事における確認申請手続きについて

建築基準法第 6 条第 1 項第一号から第三号までに掲げる建築物に設けられた既設昇降機について、以下のいずれかに該当するような改修工事を行う場合は、原則として、法第 87 条の 4 に基づき、確認申請（計画通知）手続きを要するものとする。

(1) 既設エレベーターの改修	1) 機械室を移設するとき 2) エレベーターを全部取り換えるとき（乗り場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も全部取り換えとみなす） 3) エレベーターの用途を変更するとき 3) 定員、積載荷重又は速度を変更するとき 4) 昇降工程を延長するとき
(2) 既設エスカレーターの改修	1) 輸送能力を変更するとき 2) エスカレーターを入れ替えるとき 3) エスカレーターを移設するとき
(3) 小荷物専用昇降機※の改修	1) 既設エレベーターの改修を準用する

※昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。